

# 官報

号外 昭和二十四年五月八日

## ○ 第五回 衆議院會議錄第一十五号

昭和二十四年五月七日(土曜日)  
午後一時開議

議事日程  
第二十三号

午後一時開議

第一 飲食業臨時規整法案(本院提出、參議院回付)

第二 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第四 訴訟費用等臨時措置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第五 刑事訴訟費用法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第六 關稅法の一部を改正する等  
の法律案(内閣提出)

第七 専賣局特別会計、印刷  
事業特別会計及びアルコール專賣  
への納付の特例に関する法律案  
(内閣提出)

第八 國庫余裕金の繰替使用  
に關する法律案(内閣提出)

第九 國立公園法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、參議院送付)

第十 医療法の一部を改正する法  
律案(内閣提出、參議院送付)

第十一 医師法及び歯科医師法の  
一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 傳染病予防法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

第十三 自由討議

● 本日の會議に付した事件

日本學術會議の會員に參議院議員

田中耕太郎君、同高瀬莊太郎  
君、同堀眞琴君、同羽仁五郎君を充  
てた件

日本學術會議の會員に參議院議員  
田中耕太郎君、同高瀬莊太郎  
君、同堀眞琴君、同羽仁五郎君を充  
てた件

海外市場調査員派遣についての決  
議案(廣川弘禪君外十二名提出)

日程第一 飲食業臨時規整法案  
(本院提出、參議院回付)

日程第二 失業保険法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

日程第三 特別都市計画法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、參議院  
送付)

日程第四 訴訟費用等臨時措置法  
の一部を改正する法律案(内閣  
提出、參議院送付)

日程第五 刑事訴訟費用法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、參議院  
送付)

日程第六 關稅法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

日程第七 專賣局特別会計、印刷  
事業特別会計及びアルコール專賣  
への納付の特例に関する法律案  
(内閣提出)

日程第八 國庫余裕金の繰替使用  
に關する法律案(内閣提出)

日程第九 國立公園法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、參議院送  
付)

日程第十 医療法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

日程第十一 医師法及び歯科医師  
法の一部を改正する法律案(内  
閣提出、參議院送付)

日程第十二 傳染病予防法の一部  
を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 自由討議

○ 議長(幣原喜重郎君) これより本日  
の會議を開きます。

案を議題といたします。提出者の趣旨  
を説明を許します。宮腰喜助君。

海外市場調査員派遣についての決  
議案

決議

案を議題といたしました。提出者の趣旨  
を説明を許します。宮腰喜助君。

者をして海外マーケットの実地調査をせしめるとともに、通商代表を海外要地に常駐せしめる必要がある。

政府は、至急これが実現できるよう関係方面に懇請すべきである。

右決議する。

次に、右決議の趣旨を各派を代表して説明申上げます。御承知の通り、

わが國のことく原料資源に乏しく、國內市場が狹隘な國におきましては、この國内産業を維持发展させ、國民生活水準を向上させるためには、一に貿易の増大にまつよりほかのないであります。すなわち、貿易の盛衰は實にわが國經濟の死命を制するといつても過言ではありません。これは明治初年以來

は終戦後の今日においても何ら變るところはないのであります。いな、むろ戦時中のよくな孤立的自給経済をやめて、國際交易体制の一環として自國の存立をはかるべき方向に変化した現在、わが國にとり貿易の重要性はますます大きくなつたといわざるを得ないであります。それゆえ、貿易の振興は、かの經濟九原則の重要な一項目としても示されていることは、御承知の通りであります。

このように、終戦後貿易の振興がいよいよ必要であるにもかかわらず、遺憾ながらその実績はいまだ十分であると申せないであります。たとえば

ところが、このような國內対策だけで必ず輸出が増大するとは限りません。それは何ゆえか。それは言うまでもあります。

しかし、貿易、輸出入と申しますと、もちろんその重要性は輸出面にあります。従つて、われく／＼はます何よりも輸出の増大に全力を傾注せねばならないのです。それに、手本國において幾らに賣られているのか

とは、早晩CIF價格によるよう改めてあります。また一方、現在のようF.O.B價格によつていることは、やはり少しうまく買上げられるという危険があるわけであります。また一方、現

められる必要がありますが、そのためには当然に海外事情を把握せねばなりません。すなわち、海外の嗜好はどうか、少なくなるものと考えられます。

第三に、これは非常に重要なことで

すぎないのであります。政府は、本年度の貿易計画として輸出五億ドル、輸入十億ドルを目標とし、それく／＼昨年の二倍くらいを見込んでおりますが、

しかばねわれく／＼は、海外諸國に対して何ら働きかけをなさず、漫然と頼としているわれく／＼としては、何よりも貿易の振興をもつて最大の國民的課題として努力しなければならないの

であります。

しかばねわれく／＼は、海外諸國に対する問題であります。現在は、何分にも、われく／＼みずから手によって相手國において幾らに賣られているのかを考えてみたいと思います。

まず第一に、賣買價格の決定に関する問題であります。現在は、何分にも、われく／＼がいま少し海外諸國の市況を的確に把握するということあります。それにはどうすればよいか。それは海外市場の正確な調査研究機関の設置されていない今日のわが國と

あります。幸いにして、総司令部當局の御好意により、終戦後再三わが國の業員を派遣し、海外要地に通商代表を常駐させることができひとも必要なのであります。

第三に、これは非常に重要なことで

あります。この調査團の派遣等により、その相手國の政治的、經濟的條件によつて海外諸國の有効需要に変化を來し、それがただちにわが國輸出貿易を、戰前昭和十年ごろの貿易額を現在のドルで換算して四十億ドル以上であつたのに比べますと、実に四分の一にすぎないのであります。政府は、本年

すぎないのであります。政府は、本年を、戰前昭和十年ごろの貿易額を現在のドルで換算して四十億ドル以上であつたのに比べますと、実に四分の一にすぎないのであります。政府は、本年を、戰前昭和十年ごろの貿易額を現在のドルで換算して四十億ドル以上であつたのに比べますと、実に四分の一にすぎないのであります。政府は、本年を、戰前昭和十年ごろの貿易額を現在のドルで換算して四十億ドル以上であつたのに比べますと、実に四分の一に

あります。この調査團の派遣等により、その相手國の政治的、經濟的條件によつて海外諸國の有効需要に変化を來し、それがただちにわが國輸出貿易を、戰前昭和十年ごろの貿易額を現在のドルで換算して四十億ドル以上であつたのに比べますと、実に四分の一にすぎないのであります。政府は、本年を、戰前昭和十年ごろの貿易額を現在のドルで換算して四十億ドル以上であつたのに比べますと、実に四分の一に

依存性は決して動搖するものではないと信じます。その他インド、東南アジア、ソ連、ソ連同盟國、あるいは最近特に有望を傳えられる中南米等、これらの市場はわれわれの関心的となるものであり、今後十分調査の必要があるわけでありまして、その結果は予想以上に大きな利益をもたらすものではないかと考えられます。

その他、海外に調査員を派遣し、あるいは駐在せしめることは、輸出商品、特に機械等の場合、先方にその取扱いの技術を手ほどきし、その故障修理を容易にするためにも必要でありますし、あるいはまた商品の磨損、変質等による種々のトラブルの解決にも、調査員あるいは常駐員の派遣がぜひ必要なものと思われます。

以上申し述べましたように、海外に調査團を派遣し、通商代表を駐在せしめることは、わが國の貿易を振興し、國際貿易の流れを円滑にする上に多大の効果を與えるものでありますから、わが國の國際信用を大いに向上せしめるものと確信いたす次第であります。われわれは、政府が一刻も早くこれが実現方を關係方面に懇請するよう要求するものであります。また特に申し添えておきまることは、政治形態を異にする國、すなわちソ連、ソ連同盟國

に対するものであります。

員を派遣して貿易を促進させたい越員であります。

以上をもつて決議案の趣旨弁明といたします。何とぞ全員一致をもつてこの決議案に賛成せられたことを切望いたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 他に御発言もないようでありますから、ただちに採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

この際政府より発言を認められております。これを許します。外務政務次官近藤鶴代君。

〔政府委員近藤鶴代君登壇〕

○政府委員(近藤鶴代君) わが國貿易増進のために海外における市場調査の肝要なことは申すまでもございません。すでにインド、パキスタンに貿易使節團を派遣し、目下中南米諸國にも使節團が派遣せられている次第でござります。本決議の御趣旨に沿いまして、今後でき得れば通商貿易代表を常駐せしめ得るよう關係方面にも十分の連絡をいたす所存でございます。

(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 次に商工政務次官有田二郎君。

〔政府委員有田二郎君登壇〕

○政府委員(有田二郎君) ただいま海員を派遣して貿易を促進させたい旨をもつて決議案の趣旨弁明といつてもまことに同感であります。單一為替レート設定を好機として、輸出入の決議案に賛成せられることを切望いたします。何とぞ全員一致をもつてこの決議案に賛成せられたことを切望いたします。(拍手)

以上をもつて決議案の趣旨弁明といつてもまことに同感であります。單一為替レート設定を好機として、輸出入の決議案に賛成せられたことを切望いたします。何とぞ全員一致をもつてこの決議案に賛成せられることを切望いたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、飲食營業臨時規整法案(本院提出、參議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、飲食營業臨時規整法案、參議院回付案を議題といたします。

飲食營業臨時規整法案

右の貴院提案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十四年五月六日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 原喜重郎

(小字及び一は參議院修正)

飲食營業臨時規整法

参議院議長

松平 恒雄

(小字及び一は參議院修正)

第一條 この法律は、主要食糧等の

理的な規整を行うことを目的とする。

第二條 この法律において「飲食業」とは、設備を設け、客に飲食

物を提供して飲食させる営業をい

う。

(飲食業の許可)

第三條 飲食業を営もうとする者

は、左に掲げる営業の種類ごと

は、主務大臣の定めるところによ

り、都道府縣知事の許可を受けなければならぬ。

一 外食券食堂(外食券と引換に、食事を提供する営業をいう。)

二 めん類外食券食堂(外食券と引換にうどん、そば、冷麦、中華そばその他のめん類を提供する営業をいう。)

三 旅館(一泊又は半泊定の宿泊料を取つて、客を宿泊させ、外食券と引換に、宿泊に伴う食事を提供する営業をいう。)

一 外食券食堂(外食券と引換に、食事を提供する営業をいう。)

二 めん類外食券食堂(外食券と引換にうどん、そば、冷麦、中華そばその他のめん類を提供する営業をいう。)

三 旅館(一泊又は半泊定の宿泊料を取つて、客を宿泊させ、外食券と引換に、宿泊に伴う食事を提供する営業をいう。)

四 餐飲店(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの(以下「指定主食」という。)以外の料理又は酒類その他の飲物を提供する料亭、待合、カフェー、キャバレーその他の営業をいう。)

五 喫茶店(酒類以外の飲物、果物又は指定主食を原材料としたい菓子類を提供する営業をいう。)

六 前項の規定による都道府縣知事の許可是、左の各号の法律の規定により許可を受けなければならないものとされている営業について

は、それらの法律の規定による許可を受けた者以外の者は、○してはならない。

一 食品衛生法(昭和二十一年法律第二百三十三号)第二十一條

二 風俗營業取締法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第二十一條

年法律第百二十二号) 第二條  
三 旅館業法(昭和二十三年法律  
第百三十八号) 第三條

都道府県知事は、同一の場所にあっては  
第一項の飲食営業の一種類以上を許可しては  
を以て、當該営業の取締上に必  
要な條件を附すことができる。

この限りである。

都道府県知事は、第一項の規定による許  
可をしようとするときは、経済安定本部

都道府県知事は、第一項の規定による許  
可をしようとするときは、経済安定本部  
の合意の有無を調査し、営業設備及び場  
所に妨げがあると認めるときは、その許可を  
第一項の許可をしてはならない。

(営業の標示)

第四條 前條の規定により営業の許  
可を受けた者は、都道府県知事の  
交付する許可証をその営業設備内  
に備え、且つ、店頭その他見易い  
(委託加工の禁止)

第五條 飲食営業を営む者は、消費  
場所に、主務大臣の定める様式の  
標識を掲げなければならない。

飲食の調理加工をしてはなら  
(指定主食に關する制限)

第六條 旅館、外食券食堂又はめん  
類外食券食堂を営む者が、その営  
業上提供する場合を除き、飲食営  
業を営む者は、指定主食を提供し  
てはならない。

第七條 旅館、外食券食堂又はめん

類外食券食堂を営む者は、外食券  
と引換でなければ、食事を提供し  
てはならない。

(料理提供に関する制限)

第八條 軽飲食店を営む者は、主務  
大臣の定める副食券と引換でなけ  
れば、料理を提供してはなら  
ない。

(統制類の遵守)

第九條 飲食営業を営む者は、その  
提供する飲食物の價格につき、物  
價統制令(昭和二十一年勅令第百  
八号)の規定に基いて定められ  
た統制額を遵守しなければなら  
ない。

(報告の義務)

第十條 飲食営業を営む者は、主務  
大臣の定めるところにより、第七  
條又は第八條の規定に従つて引き  
換えた外食券又は副食券の数につ  
き、市區町村長又は主務大臣の定  
める者の確認を受け、これを都道  
府県知事に報告しなければなら  
ない。

(営業の停止又は営業許可の取消  
止)

第十一條 都道府県知事は、飲食営  
業を営む者が、この法律若しくは  
この法律に基く命令若しくは処分  
に違反し、虚偽の申請若しくは報  
告をし、又は原料の入手その他に  
つき不正の事實があると認められ  
ることは、第一條の目的に反すると認められたとき  
命令の定めるところによ  
り、その営業を停止し、又はその営

業の許可を取り消すことができる。  
2 前條の外食券又は副食券の數  
が、主務大臣の定める期間内に、  
を得ない事由があると認めた場合  
を除き、命令の定めるところによ  
り、その飲食営業を営む者の営業

を停止し、又はその営業の許可を  
取り消さなければなら  
ない。

3 都道府県知事は、前二項の処分をしようと  
するときは、当該営業者又はその代理人の出  
頭を求めて、公開による聴聞を行わなければ  
ならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の処分  
の原因と認められる違反行為並びに聴聞  
期日及び場所を、期日の一週間前までに当該  
営業者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所  
を公示しなければならない。

(罰則)

第十二條 第三條第一項の規定によ  
る許可を受けないで飲食営業を営  
んだ者は、三年以下の懲役又は三  
十万円以下の罰金に処する。

第十三條 第五條から第八條までの  
規定に違反した者は、一年以下の  
懲役又は三十万円以下の罰金に処す  
る。

(罰則)

第十四條 左の各号の一に該当する  
者は、六箇月以下の懲役又は五万  
円以下の罰金に処する。

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年五月  
一日又は経済安定本部廃止の日の  
いずれか早い時にその効力を失う。  
但し、その時までにした行為に對  
する罰則の適用については、その  
時以後もなおその効力を有する。

2 この法律は、昭和二十二年五月  
一日又は経済安定本部廃止の日の  
いずれか早い時にその効力を失う。  
但し、その時までにした行為に對  
する罰則の適用については、その  
時以後もなおその効力を有する。

○議長(常原喜重郎君) 採決いたしま  
す。本案の參議院の修正に同意する諸君  
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(常原喜重郎君) 起立多數。よ  
つて參議院の修正に同意するに決しました。

第二 失業保険法の一部を改正す  
る法律案(内閣提出)

○議長(常原喜重郎君) 日程第二、失  
業保険法の一部を改正する法律案を議  
題といたします。委員長の報告を求  
めます。労働委員長倉石忠雄君。

失業保険法の一部を改正する法律  
案

失業保険法の一部を改正する法律  
案

失業保険法(昭和二十二年法律第  
一百八十八号)

いては、この法律により営業の許  
可を受けたものとみなす。

4 飲食営業緊急措置令(昭和二十  
二年政令第百十八号)は、廃止す  
る。但し、この法律施行前にした  
行為に対する罰則の適用について  
は、同令はなおその効力を有す  
る。

5 経済調査廳法(昭和二十三年法  
律第二百六号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第一中「飲食営業緊急措  
置令」を「飲食営業臨時規整法」に改  
める。

2 前條の外食券又は副食券の數  
が、主務大臣の定める期間内に、  
を得ない事由があると認めた場合  
を除き、命令の定めるところによ  
り、その飲食営業を営む者の営業

を停止し、又はその営業の許可を  
取り消さなければなら  
ない。

3 都道府県知事は、前二項の処分をしようと  
するときは、当該営業者又はその代理人の出  
頭を求めて、公開による聴聞を行わなければ  
ならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の処分  
の原因と認められる違反行為並びに聴聞  
期日及び場所を、期日の一週間前までに当該  
営業者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所  
を公示しなければならない。

5 経済調査廳法(昭和二十三年法  
律第二百六号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第一中「飲食営業緊急措  
置令」を「飲食営業臨時規整法」に改  
める。

3 第十四条の規定に違反した者  
す、又は虚偽の報告をした者  
た者に對しては、情狀により懲役  
及び罰金を併科することができ  
る。

4 飲食営業緊急措置令(昭和二十  
二年政令第百十八号)は、廃止す  
る。但し、この法律施行前にした  
行為に対する罰則の適用について  
は、同令はなおその効力を有す  
る。

5 経済調査廳法(昭和二十三年法  
律第二百六号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表第一中「飲食営業緊急措  
置令」を「飲食営業臨時規整法」に改  
める。

百四十六号) の一部を次のように改正する。

第四條第一項但書中「臨時に支拂われたもの、三箇月を超える期間ごとに支拂われるもの及び」を削る。

第五條及び第六條を次のように改める。

第五條 保険料及び失業保険金の額

は、被保険者の賃金に基いて、これを算定する。但し、失業保険金の額を算定する場合には、被保険者の賃金に基いて、これを算定する場合においては、

賃金中臨時に支拂われたもの及び三箇月を超える期間ごとに支拂われるものは、第十七條の二に規定する賃金の総額から、これを除くものとする。

(当然被保険者)

第六條 左の各号に規定する事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。

一 五人以上の労働者(第三十八條の二の日雇労働者を含む。本條において以下同じ。)を雇用する事業主。但し、左に掲げる事業を行ふものを除く。

イ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

ロ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養殖又は水産の事業

ハ 教育、研究又は調査の事業

二 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

ホ 社会事業、司法保護事業その他當利を目的としない事業

二 前号イからホまでに掲げる事業を行う法人たる事業主であつて五人以上の労働者を雇用する務所に雇用される者に限る。

三 國、都道府縣、市町村その他これらに准ずるものであつて前各号に該当しないもの。

前項の事業主は、命令の定めに該当することについて、その

該当するに至つた日から起算して十日以内に、政府に届け出なければならない。

第七條中「恩給、退職料その他これに準ずる」を削り、「政令」を「命令」に改める。

第八條第一項中「第六條に規定する事業所以外の事業所の事業主」を

「第六條第一項の事業主以外の事業主」に、「その事業所に雇用される労働者」を「その雇用する労働者」に、

同條第四項中「その事業所に雇用される從業員」を「その事業主に雇用される労働者」に改める。

第九條から第十一條までを次のように改める。

ハ 教育、研究又は調査の事業

第九條 第六條第一項の事業主が同條同項の規定に該当しなくなつたときは、その事業主に雇用される者は、前條の規定による被保険者となつたものとみなす。

(被保険者から除外される者)

第十條 第六條第一項、第八條及び前條の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者は、これを被保険者としない。但し、第一号に該当する者が第三十八條の三第一項各号の一に該当するに至つた場合若しくは二月の各月において十八日以上若しくは六月において通常算して六十日以上同一事業主に雇用されるに至つた場合、第二号中季節的業務に雇用される者が所定の期間を超えて引き続き同一事業主に雇用されるに至つた場合は、この限りでない。

第八條中「若しくは離職した日又は第十條本文の規定に該当するに至つた日」を「又は離職した日」に改める。

第十二條中「若しくは離職した日又は第十條本文の規定に該当するに至つた日」を「又は離職した日」に改める。

第十六條中「政令」を「命令」に改め、同條に次の二項を加える。

失業の認定は、求職の申込を受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して一週間に二回ずつ、これを行うものとする。但し、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、失業の認定の回数について別段の定をすることができる。

第十七條 失業保険金の日額は、被保険者の賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準として、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険金額表における被保険者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。但し、三百円を超えてはならない。

の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を除く。)に雇用される者

(被保険者資格の取得)

第十一條 第六條第一項又は第八條の規定によつて被保険者となるべき者は、その事業主に雇用された日に、第八條第一項の認可があつた日又は前條但書の規定に該当するに至つた日(前條第一号に掲げる者であつて五人以上の労働者を雇用する務所に雇用される者に限る)に該当しないものについては、その期間が日又は前條但書の規定に該当するに至つた日(前條第一号に掲げる者であつて二月の各月において十八日以上又は六月において通常算して六十日以上同一事業主に雇用されるに至つたものについては、その翌月の最初の日)から、その資格を取得する。

二 公共職業安定所の紹介に應じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができない場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に應じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができないとき。

三 公共職業安定所に指示した職業の補導を受けるために公共職業安定所に出頭することができないとき。

四 天災その他避けることができない事故のために公共職業安定所に出頭することができないとき。

第五條 第六條第一項の規定に該当するに至つた日から起算して二回ずつ、これを行うものとする。但し、労働大臣は、必要があると認めるときは、中央職業安定審議会の意見を聞いて、失業の認定の回数について別段の定をすることができる。

第十七條 失業保険金の日額は、被保険者の賃金日額に百分の六十を乗じて得た額を基準として、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険金額表における被保険者の賃金日額の属する賃金等級に應じて定められた金額とする。但し、三百円を超えてはならない。

第十七條の次に次の三條を加え  
る。

(賃金日額)

第十七條の二 賃金日額は、被保險者

者の離職した月前において第十四

條の被保險者期間として計算され

た最後の二月(月の末日)において

離職した場合は、その月及びその

前月)に支拂われた賃金の総額を

六十で除して得た額とする。但し

その二月間における後の月に

支拂われた賃金が、法令又は労働

協約若しくは就業規則に基く昇給

その他これに準ずる賃金の増加に

よつて、その前の月に支拂われた

賃金より高いときは、その後の月

に支拂われた賃金の総額を三十で

除して得た額とする。

前項の額が左の各号の額に満た

ないときは、賃金日額は、前項の

規定にかかわらず、左の各号の額

とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制その他の請負制によつて定められている場合において定められている場合において定められた賃金をその期間中に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められて

いる場合には、その部分

の総額をその期間の総日数(月

の場合は、一箇月を三十日とし

て計算する。)で除して得た額

(失業保険金額の自動的変更)

第十七條の三 労働大臣は、労働省において作成する毎月勤労統計に

おける工場労働者の平均給與額

が、失業保険金額表の制定又は改

正の基礎となつたその統計におけ

る当該平均給與額の百分の百二十

を超えて又は百分の八十を下るに

至つたと認めるときは、失業保

金額表を改正し、その平均給與額

の上昇又は低下した比率に應じて、その賃金等級に属する賃金日

額及び失業保険金の日額(第十七

條但書に規定する額を含む。)をあらたに定めなければならない。

前項の規定によつて失業保険金額表が改正された場合において

は、改正前に離職した者に支給す

べき失業保険金は、最初の離職の

日に効力を有した失業保険金額表においてその者の賃金日額の属する賃金等級につき、あらたに定められた失業保険金の日額によるものとする。

(失業保険金の減額)

第十七條の四 受給資格者が、第十

六條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期

間に、自己の労働によつて收入

を得るに至つた場合において、その収入の一日分に相当する額から十円を控除した額と失業保険金の百分の八十に相当する額を超えないときは、失業保険金の日額の全額を支給し、その合計額が、賃金日額との合計額が、賃金日額の八十に相当する額を超えないときは、その超過額を失業保険金の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が、失業保険金の日額を超過するときは、失業保険金は、これを支給しない。

受給資格者は、公共職業安定所において失業の認定を受けた期間中に、自己の労働によつて収入を得たとき、又は就職した日があるときは、命令の定めるところによつて、その収入の額又は就職した日数を公共職業安定所に届け出なければならない。

労働大臣は、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に支給した保険給付総額が、当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百五十以上になつた場合には、中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険料額を同條第三項中「前項但書」を「前項」に、「同項但書」を「同項」に改め、同條第二項及び第三項をそれへ、第三項及び第四項とし、同條第二項として次の一項を加える。

労働大臣は、毎年三月末日又は九月末日において、過去六箇月間に支給した保険給付総額が、当該期間内に徴収した保険料総額の百分の百五十以上になつた場合には、中央職業安定審議会の意見を聞いて、保険料率を引き上げるため、その変更の手続をとらなければならない。

第三十一條及び第三十二條を次のとおり改める。

第三十一條 納付すべき保険料額は、各月につき、事業主がその雇用するすべての被保險者(第三十八條の五の日雇労働被保險者を除く。)に支拂つた賃金の総額に保險料率を乗じて得た額とする。但し、円位未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の負担)

第三十二条 保険料は、被保險者及び被保險者を雇用する事業主(以下事業主といふ。)が、各々その二分の一を負担するを原則とする。

被保險者の負担すべき保険料額は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定める失業保険料額から被保險者の負担すべき保険料額を控除した額とする。

事業主の負担すべき保険料額は、前條の規定によつて計算した額から被保險者の負担すべき保険料額を控除した額とする。

被保險者の負担すべき保険料額は、前條の規定によつて計算した額から被保險者の負担すべき保険料額に相当する額に改める。

第三十四条 事業主は、第六條第二項に規定する届出又は第八條第一項の認可があつた月及びその後において、毎月被保險者に支拂つた

賃金の額、納付すべき保険料額その他必要な事項を記載した申告書に添えて、その申告書に記載した額の保険料を、翌月末日までに、政府に、納付しなければならない。

前項の規定によつて提出した申告書の内容が事実と異なることを発見したときは、事業主は、その日から起算して七日以内に修正すべき事項を記載した申告書（以下修正申告書といふ）を政府に提出し、納付すべき保険料額に不足額があるときは、併せて、これを納付しなければならない。

通信、交通その他の状況により、政府において、やむを得ない事由があると認めるときは、政府は、命令の定めるところによつて、第一項に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

第三十四条の次に次の二條を加える。

（保険料額の決定及び更正）

第三十四条の二 事業主が前條第一項に規定する期限までに申告書を提出しなかつた場合、又はその申告若しくは修正申告にかかる保険料額が納付すべき保険料額と異なると認められる場合は、政府は、命令の定めるところによつて、その納付すべき保険料額又はすでに納付した保険料額を決定し、その納付すべき保険料額又は前項の場合は、國税徵收法（明治三十年法律第二十一号）

又は更正することができる。  
事業主が第六条第二項に規定する届出をした場合又は定められた期限超過後に届出をした場合においては、政府は、事業主が第六条第一項の規定に該当するに至つた日にさかのぼつて、納付すべき保険料額を決定することができる。但し、その保険料額は、事業主が第六条第二項に規定する届出をなすべきことを命ぜられた日の属する月の前六箇月分を超えては、これを決定しない。

前二項の規定によつて決定又は更正がなされた場合においては、決定された保険料額又は更正により増加した保険料額は、決定又は更正がなされた日から十四日以内に、これを政府に納付しなければならない。

前二項の規定によつて決定又は更正がなされた場合、第三十四条の二第一項の規定による更正によつて増加した保険料額に百分の二十五を乗じて得た額

前二項の規定によつて、前項の額によつて計算した延滞金を徵收する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徵收する。但し、一月分の保険料額が百円未満であるときは、延滞金は、これを徵收しない。  
延滞金の計算において、前項の保険料額に百円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

前二項の規定によつて計算した延滞金の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨てるものとする。

前二項の規定によつて計算した延滞金は、左の各号の一に該當する場合には、これを徵收しない。

前項の場合は、納付すべき保険料額に百分の十を乗じて得た額

第三十四条の三 政府は、事業主が納付した保険料額がその納付すべき保険料額を超過することを知つたときは、命令の定めるところによつて、その超過額を、その事業主に徴付し、又はその保険料が納付された月の翌月から六箇月を超えない期間において納付されるべき保険料に、順次これを充當することができる。

前項の場合においては、國稅徵收法（明治三十年法律第二十一号）

について、第三十六条第一項但書又は同條第二項の規定を、追徴の二第三項の規定を準用する。  
第三十五条第一項中「保険料」を「保險料その他の法律の規定による徵收金」に、同條第二項中「政令で定める金額」を「十円」に改める。  
第三十六条次のように改める。  
第三十六条 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は、保険料額百円につき一日二十銭の割合で、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徵收する。但し、日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

（日雇労働者）  
第五章 日雇労働被保險者に関する特例

第三十八条の二 この法律で、日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

（日雇労働被保險者）  
第五章 日雇労働被保險者に関する特例

第三十八条の三 被保險者であつて、左の各号の一に該当する日雇労働者に関する特例については、本章の定めるところによる。  
一 公共職業安定所の所在する市（東京都の区の存する区域を含む。）町村、又はこれに隣接する市町村であつて労働大臣が指定するものの区域（以下適用区域といふ。）に居住し、第六條第一項の事業主又は第八條第一項の事業主といふに雇用される者

（二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある事業主の事業所に雇用される者

（追徴金）  
第六條第一項の規定に該当するに至つた日にさかのぼつて、納付すべき保険料額を決定することができる。事業主が第六条第二項に規定する届出をした場合又は定められた期限超過後に届出をした場合においては、政府は、事業主が第六条第一項の規定に該当するに至つた日にさかのぼつて、納付すべき保険料額を決定することができる。但し、その保険料額は、事業主が第六条第二項に規定する届出をなすべきことを命ぜられた日の属する月の前六箇月分を超えては、これを決定しない。

（第三十二条）  
第三十二条の規定によつて、左の各号に掲げる金額とする。  
一 申告書に故意に事実と異なる記載をした場合は、第三十四条の二第一項の規定による更正によつて增加した保険料額に百分の二十五を乗じて得た額

（第三十三条）  
第三十三条の規定によつて、左の各号の一に該当する日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

（第三十四条）  
第三十四条の規定によつて、左の各号の一に該当する日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

（第三十五条）  
第三十五条の規定によつて、左の各号の一に該当する日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

（第三十六条）  
第三十六条の規定によつて、左の各号の一に該当する日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

（第三十七条）  
第三十七条の規定によつて、左の各号の一に該当する日雇労働者とは、左の各号の一に該当する労働者をいう。但し、前二月の各月において十八日以上又は前六月において通算して六十日以上同一事業主に雇用された者は、この限りでない。

三 滞用区域外の地域に居住し、  
適用区域外の地域にある事業主  
の事業所であつて、日雇労働の  
労働市場の状況その他の事情に  
基いて労働大臣が指定したもの  
に雇用される者

被保険者たる日雇労働者は、前  
項各号の一に該当することについ  
て、その該当するに至つた日から  
起算して五日以内に公共職業安定  
所に届け出て、日雇労働被保険者  
手帳の交付を受けなければならな  
い。

第三十八条の四 前條第一項の規定  
に該当しない日雇労働者が、事業  
主に雇用される場合は、公共職業  
安定所長の認可を受けて、失業保  
険の被保険者となることができ  
る。

前項の認可を受けた者は、公共  
職業安定所において、日雇労働被  
保険者手帳の交付を受けなければ  
ならない。

第一項の規定によつて被保険者  
となつた者に関する特例について

は、本章の定めるところによる。

第三十八条の五 前二條の規定に該  
当する者（以下日雇労働被保険者  
といふ。）に関しては、第六條第二  
項、第九條、第十條、第十三條か  
ら第二十條まで、第二十一條第一  
項、第二十二條、第二十三條第一  
項、第二十二條、第二十三條第一

項、第二十四條、第二十七條、第三  
十條から第三十二條まで、第三  
十四條から第三十四條の四まで及  
び第四十九條第二項の規定は、こ  
れを適用しない。  
日雇労働被保険者が二月の各月  
において十八日以上又は六月にお  
いて通算して六十日以上同一事業  
主に雇用された場合は、その翌月  
の最初の日から、本章の規定は、  
これを適用しない。

#### （受給要件）

第三十八条の六 日雇労働被保険者  
が失業した場合において、失業の  
日の属する月の前二月間に、その  
者について、通算して三十二日分  
以上の保険料が納付されていると  
きは、保険給付として、失業保  
険金を支給する。

日雇労働被保険者が、二月の各  
月において十八日以上又は六月に  
おいて通算して六十日以上同一事  
業主に雇用され、その翌月に離職  
し、前項の規定に該当するときは、  
前條第二項の規定にかかるべき  
は、前項の規定によつて被保険者  
となつた者に関するところによる。

第三十八条の七 第十七条の失業保  
険金の支給を受けることのできる  
者は、前條の規定に該当する場合に  
おいて、第十七條の失業保険金の  
支給を受けたときは、その支給を

る失業保険金は、これを支給しな  
い。

前項の場合において、その者が  
前條の規定による失業保険金の支  
給を受けたときは、その支給を受  
けた期間は、第十七條の失業保  
険金は、これを支給しない。

第三十八条の八 失業保険金の日額  
は、第一級百四十円、第二級九十  
円とする。

#### （失業保険金の支給）

第三十八条の九 失業保険金は、日  
雇労働被保険者が失業した日の属  
する月の前二月間に、その者につ  
いて通算して三十二日分の保険料  
が納付されているときは、その失  
業した日の属する月において、通  
算して、十三日分を支給し、納付  
された保険料が三十二日分を超  
えるときは、三十二日分を超える四  
日分ごとに、十三日分の失業保  
険金に、一日分を加えて支給する。  
但し、通算して、十七日分を超え  
ては支給しない。

前項の規定によつて支給すべき  
失業保険金の日額は、左の各号に  
よるものとする。  
一 納付された保険料の中、第一  
級の保険料が三十二日分以上で  
ある者については、第一級の失  
業保険金の日額は、第一級六円、第  
二級六円、第三級六円とする。

第三十八条の十 失業保険金の支給  
を受けることのできる者が、公共職  
業安定所の紹介する業務に就くこ  
とを拒んだときは、その日から、  
通算して七日間は、失業の認定及  
び失業保険金の支給は、これを行  
わない。但し、左の各号の一に該  
当するときは、この限りでない。  
一 紹介された業務が、その者の  
能力からみて不適当と認められ  
るとき。

級の保険料が三十二日分に満た  
ない者については、第二級の失  
業保険金の日額

第三十八条の六の規定に該当す  
る者が、失業保険金の支給を受け  
るには、命令の定めるところによ  
つて、公共職業安定所に出頭し求  
職の申込をした上、失業の認定を  
受けなければならない。

失業保険金は、公共職業安定所  
において、失業の認定を行つた日  
に於いて、その日分を支給する。  
失業保険金は、日雇労働被保険  
者が失業した日の属する月における  
失業の日数が、通算して七日又  
は継続して五日に満たない場合は、  
これを支給しない。

この法律施行の日から六箇月を  
経過した日以後において、過去四  
箇月間に徴収した保険料総額が當  
該期間内に支給した保険給付総額  
の百分の百二十を超えるに至つた  
場合は、労働大臣は、前項に規定す  
る七日又は五日の期間を、六日又  
は四日に、過去四箇月間に支給し  
た保険給付総額が當該期間内に徴  
收した保険料総額の百分の百二十  
を超えるに至つた場合は、九日又  
は六日に改めるものとする。

第三十九條の十一 保険料額は、一  
日につき、第一級六円、第二級五  
円とし、日雇労働被保険者に支拂  
われた賃金の日額が百六十円以上

のできる者が、詐欺その他不正の  
行為によつて失業保険金の支給を  
受け又は受けようとしたときは、  
その月及びその翌月から三箇月間  
は、失業保険金を支給しない。

第一項の場合に、第二十三條第二項  
の規定は、前項の場合に、これを  
準用する。

（保険料額及び保険料の負担）  
第三十九條の十二 保険料額は、一  
日につき、第一級六円、第二級五  
円とし、日雇労働被保険者に支拂  
われた賃金の日額が百六十円以上

の場合は、第一級、百六十円未満

の場合は、第二級とする。

日雇労働被保険者の負担すべき保険料額は、第一級については三円、第二級については二円とし、事業主の負担すべき保険料額は、第一級及び第二級につき各々三円とする。

毎月末において、すでに徴収した保険料総額と支給した保険給付総額との差額が、当該月の翌月から六箇月間に支給されるべき保険給付額の二分の一に相当する額に満たないと認められるに至った場合において、國会の閉会又は衆議院の解散のために、保険料額変更の手続をすることのできない場合は、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞いて、第一項の保険料額を変更することができる。

事業主が正当な事由がないと認められるにもかかわらず前條の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、命令の定めるところによつて、前項の規定による保険料の納付を怠つたと認めた場合には、第三十條第四項の規定を準用する。

(保険料の納付義務及び納付の方  
法)

第三十八條の十二 事業主は、その雇用する日雇労働被保険者に賃金を支拂うつと、その者及び自己の負担する保険料を、失業保険印紙をもつて納付しなければならない。

事業主は、保険料を納付するには、日雇労働被保険者が所持するい。

日雇労働被保険者手帳に失業保険印紙を貼付し、これに消印しなければならない。

事業主は、日雇労働被保険者を雇用する場合は、その所持する日雇労働被保険者手帳を提出させなければならぬ。その提出を受けた日雇労働被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

日雇労働被保険者手帳、失業保険印紙その他保険料の納付の手続に関する必要な事項は、命令でこれを定める。

(保険料の決定及び追徵金)

第三十九條の十三 事業主が、前條の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その調査に基づいて、その納付すべき保険料額を決定する。

事業主が正当な事由がないと認められるにもかかわらず前條の規定による保険料の納付を怠つたと認めた場合には、第三十條第四項の規定を準用する。

(諸問題機関)

第六章 諸問題機関

第五十二條中「政令」を「命令」に改める。

八 第四十一條第二項又は第四十九條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

九 第五十一條の規定による當該官吏の質問に對して、答弁せ

(張簿の備付及び報告)

第三十九條の十四 事業主は、日雇労働被保険者を雇用した場合は、命令の定めるところによつて、その事業所ごとに、失業保険印紙の受拂に関する張簿を備え付け、その受拂状況を、翌月末までに政府に報告しなければならない。

第三十九條の十五 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一事業主に雇用され、その翌月において離職した場合は、離職の日の属する月の前二月を第十四條に規定する被保険者期間として計算することができる。但し、その者が第三十九條の六第二項の規定による保険料の納付を怠つた場合は、この限りでない。

第六章を第七章とし、以下順次一章ずつ繰り下げ、第六章として次の一章を加える。

四 第三十四條第一項若しくは同條第二項の規定に違反して虚偽の事項を記載した申告書若しくは修正申告書を提出し、又は修正申告書を提出しなかつた場合

第五十條中「受給資格者」を「受給資格者(第三十九條の六の規定に該当するものを含む。以下同じ。)」に、「文書の提出をさせ、又は出頭させる」を「文書の提出又は出頭を命ずることができる。」に改め

第六章の十四の規定に違反して帳簿を備え付けず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

五 第三十九條の十二第二項の規定に違反して失業保険印紙を貼付せず、又は消印しなかつた場合

六 第三十九條の十四の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

七 第四十九條第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

求める事ができる。

第四十一條第三項中「受給資格者

二 第八條第三項の規定に違反した場合

三 第三十三條の規定によつて被保険者の資金から控除し又は被保険者から徴収した被保険者の負担すべき保険料を第三十九條

四 第三十九條中「被保険者」を「被保険者(日雇労働被保険者を含む。以下同じ。)」に改める。

五 第三十九條の十二第二項の規定に違反して失業保険印紙を貼付しなかつた場合

六 第三十九條の十四の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

七 第四十九條第二項の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合

八 第四十一條第二項又は第四十九條第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

九 第五十一條の規定による當該官吏の質問に對して、答弁せ

一 第六條第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

九 第五十一條の規定による當該官吏の質問に對して、答弁せ

九 第五十一條の規定による當該官吏の質問に應する外、必要に應じ、審議会の意見を聞いて、これを決定しなければならない。

中央職業安定審議会は、労働大臣の諮詢に應する外、必要に應じ、失業保険事業の運営に關し、關係行政廳に建議し、又はその報告を

ず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、若しくは忌避した場合

第五十四条 被保険者、受給資格者その他の関係者が左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の三第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

二 第四十一條第二項又は第五十條の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 第五十一條の規定による當該官吏の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

附 則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。但し、第三十條、第三十四條の三及び第三十條の四の規定は、昭和二十四年八月一日から、第三十八條の二及び第三十八條の三の規定は、昭和二十四年九月一日から、第三十八條の四から第三十八條の十五まで

日から適用する。

6 左に掲げる法令は、廃止する。

一 失業手当法（昭和二十一年法第百四十五号）

十四年七月三十日までは、第六

條第一項の規定にかかわらず、左の各号に掲げる事業を行ひ事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者としない。

一 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、

破壊、解体又はその準備の事業他建築業又は娛樂場の事業

二 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

三 旅館、料理店、飲食店、その他客業又は娛樂場の事業

三 第三十四條の規定が適用される日の前日までは、第三十二條に規定する保険料の納付に關しては、從前の例によるものとする。

4 この法律施行前から引き続き失業保険金の支給を受けている者の失業保険金の日額が第十七條の失業保険金の日額より高いときは、この法律施行後においてその者に支給すべき失業保険金の日額については、なお從前の例によるものとする。

5 この法律施行前に於ては、失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○倉石忠雄君登壇

した、政府提出にかかる失業保険法の一部を改正する法律案の、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本多國務大臣、その他政府委員が出席

二 失業手当法施行令（昭和二十一年政令第二百五十八号）

三 失業保険法施行令（昭和二十一年政令第二百五十九号）

四 失業手当審査官及び失業手当審査会規程（昭和二十三年政令第九十二号）

7 失業手当金の支給に関する处分についての不服の申立に關しては、失業手当法第十七條及び同法第二十一條の規定は、なお効力を有するものとする。

8 失業手当法第十八條の失業手当審査官及び同法第十九條の失業手当審査会の職務は、第四十一條の失業保険審査官及び第四十三條の失業保険審査会が、それぞれ行うものとする。

9 この法律の施行前になした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によるものとする。

（内閣提出）に関する報告書

○倉石忠雄君登壇

した、政府提出にかかる失業保険法の一部を改正する法律案の、労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本多國務大臣、その他政府委員が出席せられ、眞摯なる質疑應答があつたのであります。

として、労働者が失業した場合に失業保険金を支給することによつてその生

活の安定をはかることを目的として、昭和二十二年、第一回國会において制定され、同年十一月一日から施行され

て參つたのであります。しかるに、今般の經濟九原則に基く諸般の施策を実

行するにあたり、企業の合理化等のために今後深刻なる失業状態が発生す

るるものと予測せられるのであります。しかし、これらによつて生ずる失業者はいづれも本保険の対象となるものと予測せられるのであります。

として、失業保険金の額について、現行法では百分の六十の率を基準

と定め、百分の八十まで通減した率で支給し、

失業保険金の高い者に対する支給率は、全般的な失業対策の一環として失業保険による保護救済の必要があるの

あります。しかるに、現行の失業保険法は、今後の失業情勢に對應するも

のとしては、その内容において不備であります。しかし、現行の失業保

険法は、多々ありましたので、今回本法を改正し、その不備を補い、内容を改善し、失業保険が眞に失業対策の一環として失業者の生活の安定、ひいては経済の復興に資することができるよう改正することを目的として本國会に提出さ

ります。

しかしして本委員会は、四月二十三日

年間における保険料積立金の状況と將來における失業の予想とを勘案いたしまして、現行の千分の十一を千分の十

に改めたのであります。なおその徴収については、從來の方式を改め、申告納入の制度によることとし、これによつて事務の簡素化と事業主の自主性の高揚をはかることにいたしましたのであり

最後に第四といたしましては、日雇労働者に対する本制度を説く、これらに対する失業対策に万全を期すること、といったのであります。

以上が本法案の大体の要旨であります。ですが、本法案に対する質疑は四月三十日終了いたしました。五月四日討論に入りましたところ、民主自由党的大橋武夫君より修正動議が提出せられたのであります。すなわち修正案を読み上げますと

失業保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

「第五條及び第六條を次のように改め。」を「第六條を次のように改め。」に改めます。

第五條を削る。

第十七條の二第一項を次のように改める。

賃金日額は、被保険者の離職した月前において第十四條の被保険者期間として計算された最後の六月（月末）において離職した場合は、その月及びその前五月）に支拂われた賃金の総額を百八十で除して得た額とする。

次に、日本社会党前田種男君、民主党川崎秀二君、同じく島田末信君よりおのへ修正案を伴う原案に賛成の意見を表明せられ、あわせて保険經理の見を表明せらるるにひどいのであり確たる見通しの上に保険料率の引下

げ、労資負担の軽減に努力すべきこと、失業救済には就労の機会を與えるべき失業対策事業を失業の規模に應じて拡大すべきこと、運用に万全を期し、社会保障制度確立に向つて努力すべきことを要望いたしたのであります。次いで、労働者農民

党石野久男君、日本共産党土橋一吉君より、修正案に賛成し、修正案を除く原案に反対の意見を表明せられたのであります。すなわち修正案を読み上げますと

党石野久男君、日本共産党土橋一吉君より、修正案に反対の意見を表明せられたのであります。すなわち修正案を読み上げますと

いたしておりまする一労働者のみならず、その家族及びその父兄等にとりましては、重大なる問題であるのを認めます。かような問題につきましては、また最近の方向におきましては、失業対策の一環としてどの問題が取上げられておるのであります。が、政府は経済九原則の内容に便乗いたしまして、その結果は全労働階級の犠牲と負担においてこれを行わんとして可決せられ、次いで修正案を除く他の部分は多数をもつて可決した次第であります。以上簡単であります。が、詳細は速記録より御承知願うことにいたしまして、御報告を終る次第であります。（拍手）○議長（幣原喜重郎君）本案について討論の通告があります。これを許します。土橋一吉君。

○土橋一吉君登壇】本案について討論の通告があります。これを許します。土橋一吉君。

○土橋一吉君登壇】本案について討論の通告があります。これを許します。土橋一吉君。

ただいま議題となりました失業保険法の一部改正に関する法律案につきまして、日本共産党を代表し、その反対の趣旨をここに声明するものであります。

ただいま委員長が御報告になりましたように、一般労働階級とりましては、失業といふ問題はきわめて重大な問題であります。かようなものをなぜ昨年度は残しておるか。ここに給付の内容及び給付の範囲において労働者が非常に

なお、この保険料の三分の一を國家が支拂うといふ内容につきまして、これは大衆課税、あるいは今日所得税の申告制はあります。ほとんど国民の一千九百万以上の者がこれを負担す

て何ら是正せられることなくして、一部の改正をせられるというふうに思ひます。この面においても、われわれは反対の意見を表明するものであります。まことに遺憾であるのであります。ましましてわが一派は、その内容につきましては、まさに遺憾であるのであります。が、さながらのやうあります。特に、たゞいま委員長の御報告がありましたよう

ます。かような重大問題は、單に就労的立場においてこの給付がせられるという点において重大な障害があるのです。あります。こういうものが何

ります。かような問題につきましては、政府は、たゞいまも説明がありま

は現在の官僚機構をもちましては、これを支拂う場合、この給付金を給付するような場合におきましては、きわめて制限が多いのであります。この内容についてつぶさに申し上げる時間がございませんが、事実は有名無実のような状態に置かれるのであります。從つてわれ／＼は、かよな管理は、少くとも失業者全体の失業團体、あるいはこれに加わるに民主的な諸團体、かようものの管理下において失業保険の給付がせられることが最も相当である、正しいと信じておるのであります。(拍手)こういう観点から、われ／＼はただいまの政府原案の一改正の法律案につきましては反対を表明するものであります。

また個々の面におきましても一部の適用範囲が拡張せられた、かよな政

府の御意見でありまするが、農林ある

いは畜産、水産その他教育等を担当す

る者は依然として除外をせられてお

ります。また現行法におきまし

ても、五人以下の労働者を使用する者

についてはこの問題が除外せられてお

ります。われ／＼の調べたところによ

りますと、そういう労働者諸君は、

全國の全労働階級の今日一千二百万も

あると言われる者のおそらく四分の

一、少くとも三百万程度はあるものと

考えておるのであります。そういう諸君が、この失業保険の恩典と申しまし

ようか、政府の出資を受けることがで

きない、こういう状況にあるのであります。また日雇労働者の拡充の問題についても、この内容は、給付の資格、あるいは給付の要件、あるいは保険金の支拂いの方法、あらゆるものについて、きわめて困難なる制限があるのであります。こういうような政府

改正原案については、わが党は賛意を

表すことができませんので、日本共

産党といたしましては反対の意見を表

明し、ただいま私が申し上げたような

根本的な修正、根本的な改正を行われ

て國会に上程せられることが最も至當

であることを申し上げて、反対の意思

を表明する次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論

は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず委員

長の報告にかかる修正につき採決いた

します。委員長の報告にかかる修正部

分に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと

認めます。よつて修正部分は可決いた

しました。(拍手)

次に修正部分を除いた原案につき採

決いたします。修正部分を除いた原案

に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よ

つて修正部分を除いた原案は可決いた

しました。(拍手)

第一項の土地区画整理で主務大

臣の指定するものについては、そ

の土地区画整理施行地区を数区に

分ち、各区について、前二項の規

定を適用する。

### 第三 特別都市計画法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、特別都市計画法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長浅利三朗君。

特別都市計画法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。 第十八條第五項中「官吏」を「職員」に、「都議会、道府縣又は市会の議員」を「都道府縣又は市の議会の議員」に、同條第六項中「関係市町村会議員」を「関係市町村の議會の議員」に、改める。

#### 附 則

特別都市計画法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十四年四月二十八日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

第三條の規定によりますと、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共所有権の処分については法律で定めることになつておりましたので、法律上も運営の実際上も保障はなかつたのであります。しかるに、新憲法第二十九條第三項の規定によりますと、私有財産は正當な補償のもとに、これを公共のためによることができると規定しております。元來区画整理の施行は、宅地地積の減少以上にその利用價值の増進が大きなことを原則とするのであります。しかしに例外を予想し得ないではないのであります。かかる場合におきましては、現行の補償の規定は、この新憲法の規定の精神に照し適切と考えられないであります。従いまして、本法律案によりまして、土地区画整理施行後の宅地價格の総額の算定の方法は、政令でこれを定める。

前項の土地区画整理施行後の宅

地價格の総額の算定の方法は、政

令でこれを定める。

本法律案は、土地区画整理に伴う補

償金に関する規定を改正する等のため

法律案について、建設委員会の審議の

経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案によりまして、土地区画整理

施行後の宅地價格の総額が施行前の宅

地價格の総額より減少した額につい

て、土地所有者及び関係者に補償金を

交付することに改めたのであります。

なおそのほか、地方自治法の施行に伴いまして字句の整備をいたしております。

本法律案は、去る四月十八日、本委員会に予備審査のため付託されました。本委員会におきましては、四月二十六日提案理由の説明を聴取いたし、三十日質疑に入つたのであります。

質疑のおもなものは、第一に、補償に対する財源の措置をいかにするかとの質問に対して、当局よりは、減歩補償はいまだその事例がなく、二十五年度以降において計上すれば十分と考えたとの答弁がありました。第二に、現在のように物價の変動の著しいときにおいては、区画整理の前後において土地價格が相當に変動すると思うが、これをいかに処置するかという質問に対しても、この法案における土地價格の値上がりとは区画整理施行による値上がりを意味し、物價の変動による値上がりは考慮しないとの答弁でありました。

かくして五月四日討論に入り、民主党を代表して鈴木委員より本法律案に賛成の旨発言があり、次に日本共産党を代表して池田委員より、二、三の希望を付して本法律案に賛成の発言がありました。なお詳細は速記録により御承知願います。かくて採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) 他に御発言もありませんから、ただちに採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年七月一日から適用する。

2 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお從前の例による。

3 前項の恩給については、昭和二十三年十月分以後、その年額を一万五千八百四十円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

4 前項の規定によつて恩給年額を改定する場合には、裁定廳は、受給者の請求を待たずに、これを行ふ。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

第二條及び第三條中「出頭一度ニ付」を「出頭又ハ取調一度ニ付」に改める。

第一條第一号中「公判ニ付呼出しタル」を「公判ニ付召喚シ又ハ公判ニ於テ取調ヘタル」に改める。

改正する法律案につき申し上げますと、その提案の要旨は、一般公務員の恩給につきましては、昭和二十三年法律第百九十号恩給法臨時特例により、すでに給與事由の生じたものに対し相

当程度の増額を認めることになります。また、執行吏の恩給につきましては、この例にならない、臨時の措置として訴訟費用等臨時措置法の一部を改正し、同様にスライドせしめようとするものであります。すなわち執行吏の受

べき恩給額は、執行吏に対する國庫補助の基準額を定めている政令の額を俸給額とみなして算定し、昭和二十三年七月一日以後に給與事由の発生したものにこれを適用せんとするものであります。また、同年六月三十日以前に給與事由の発生した執行吏の恩給についても一般公務員の恩給の例にならおうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案は一般公務員の恩給の改正に伴う当然の措置と認めて、採決の結果全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第五、刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案、右両案は同一の委員会に付託せられた議案であります。前項の規定によるから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長花村四郎君。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改ます。委員長の報告を求めます。法務委員長花村四郎君。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第一條第一号中「公判ニ付呼出しタル」を「公判ニ付召喚シ又ハ公判ニ於テ取調ヘタル」に改める。

改正する法律案につき申し上げますと、その提案の要旨は、いわゆる在廷証人、鑑定人等に対しても旅費、日当、宿泊料等を支給し、これを訴訟費用の一部に加えようとするものであります。御承知のように、今年一月一日から施行になりました新刑事訴訟法によります

第四 訴訟費用等臨時措置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、参議院  
院送付)

第五 刑事訴訟費用法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、参議院  
院送付)

第六 刑事訴訟費用法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、参議院  
院送付)

第七 刑事訴訟費用法の一  
部を改正する法律案(内閣提出、参議院  
院送付)

第八 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九  
年法律第二号)の一部を次のように  
改正する。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 執行吏ノ受クベキ恩給年額  
ハ前條ノ政令ノ定ムル額ヲ俸給額

ト看做シテ算定ス

第九 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案外一件

いわゆる起訴状等本主義が採用せられた結果、在廷証人の利用が從來の旧法時代よりも著しく活発になつてゐるのは当然の傾向でありますので、この在廷証人を当初から裁判所が喚問した証人と同一の取扱をし、これに旅費、日当、宿泊料等を與え、これらの諸費用を訴訟費用の一部に加えることによるとするものであります。また鑑定人等についても、この在廷証人に準じて同様の取扱いをしようとするものであります。

委員会におきましては、本案は刑事訴訟法の改正に伴う当然の処置と認めまして、採決の結果、全会一致原案通り可決いたしました次第であります。

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、日程第五の両案を一括して採決いたしました。両案は委員長報告の通り決する御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

#### 第六 関税法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第七 専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出)

第八 國庫余裕金の繰替使用に関する法律案(内閣提出)

税法の一部を改正する等の法律案、日程第七、專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案、日程第八、國庫余裕金の繰替使用に関する法律案、右三案は同

中「日没ヨリ日出迄ノ間及税關ノ休日」を「日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税關ノ執務時間外」に改める。

第三十一條ノ二の次に次の一條を加える。  
第三十一條ノ三 他ノ法令ニ依り輸出、輸入又ハ積戻ニ開シ許可、承認等ヲ要スル旨ノ規定アル貨物ニ付テハ前二條ノ検査ニ際シ其ノ許可、承認等ヲ受ケタルコトヲ税關ニ證明スベシ他ノ法令ニ依リ輸出、輸入又ハ積戻ニ関シ検査又ハ條件ヲ具備シタルコトヲ税關ニ證明シ其ノ認定ヲ受クベシ第一項ノ証明ヲ爲サズ又ハ前項ノ認定ヲ受ケタルモノニ対シテハ第三十一條ノ免許ヲ爲スコトヲ得ズ

関税法の一部を改正する等の法律案

関税法の一部を改正する等の法律案

第一條 関税法の一部改正  
第二條 関税定率法の一部改正  
第三條 増税法の一部改正  
第四條 橫須賀港を開港に指定する等の法律の廃止

#### 目次

第一條 関税法の一部改正  
第二條 関税定率法の一部改正  
第三條 増税法の一部改正  
第四條 橫須賀港を開港に指定する等の法律の廃止

第一條 関税法の一部改正  
第二條 関税定率法の一部改正  
第三條 増税法の一部改正  
第四條 橫須賀港を開港に指定する等の法律の廃止

第一條 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十條中「積荷目録及旅客氏名表」を「積荷目録、船用品目録及旅客氏名表」に改める。

#### 附則

第一條 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。  
第一條 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二條中「輸入申告書」を「輸出申告書又ハ輸入申告書」に改める。  
第四十五條中「第三十一條、第三十二條」を「第三十一條乃至第三十二條」に改め、同條に次の二項を加える。  
第一項ノ開港左ノ各号ノ一二該當スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ不開港トナル此ノ場合ニ於テ大藏大臣ハ直チニ不開港トナリタル開港ヲ告示スベシ  
第一年ヲ通ジ貨物ノ輸出入及外國貿易船ノ出入港皆無ナルトキ  
郵便物・中小郵便物、小型包装物、價格表記箱物、商品見本及額二千五百万円ヲ超エズ且外國貿易船ノ入出港隻數二千五百隻ニ達セザルコト二年ニ及ビタルトキ  
第三十一條ノ三第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ準用ス  
第五十條第一項中「六箇月以内ニ」を「三箇月以内ニ」に改め、同條第三項を削る。

モノハ前項ノ規定ニ拘ラズ税關ノ検査ヲ受クベシ

第三十一條ノ三第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ準用ス

ス

第五十一條ノ二 税關長ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ收容貨物ノ公賣ニ代ヘ當該貨物ニ付統制機関アル場合ハ其ノ機関ニ、統制機関ナキ場合ハ税關長ノ適当ト認ムルモノニ隨意製約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得第六十九條、第七十條、第七十一條及び第七十三條中「委員会」を「審査会」に改める。

第五十一條ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ之ニ準用ス

第九十八條第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十九條に次の二項を加える。  
第一項ノ開港左ノ各号ノ一二該當スルニ至リタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ不開港トナル此ノ場合ニ於テ大藏大臣ハ直チニ不開港トナリタル開港ヲ告示スベシ  
第一年ヲ通ジ貨物ノ輸出入及外國貿易船ノ入出港皆無ナルトキ  
郵便物・中小郵便物、小型包装物、價格表記箱物、商品見本及額二千五百万円ヲ超エズ且外國貿易船ノ入出港隻數二千五百隻ニ達セザルコト二年ニ及ビタルトキ  
第一百條ノ七 税關職員ノ服制ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
本州、北海道、四國、九州及命令ノ定ムル其ノ附屬島嶼以外ノ地域ハ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス別表を次のように改める。

別表

都道府県	港名
東京都	京
奈良県	大和水賀
大阪府	河内
兵庫県	神戸
福岡県	門司
長崎県	佐世保
熊本県	下津井
宮崎県	日向
鹿児島県	不知火
大分県	日南
宮崎県	延岡
高知県	須崎
徳島県	小松
香川県	豊島
愛媛県	屋島
高知県	野島
愛媛県	長浜
大分県	阿蘇
宮崎県	日之浦
宮崎県	内之浦
鹿児島県	志布志
鹿児島県	鹿児島
鹿児島県	喜界
鹿児島県	鍋島
鹿児島県	屋久島
鹿児島県	奄美大島
鹿児島県	西之島
鹿児島県	硫黄島
鹿児島県	竹富島
鹿児島県	喜界島
鹿児島県	大隅島
鹿児島県	種子島
鹿児島県	萨摩島
鹿児島県	大島
鹿児島県	南島
鹿児島県	北島

北北北北北宮岩青青秋山新新富石福京島大島宮鹿兒島  
海海海海海海  
道道道道道道道城手森森田形鴻鴻山川井都根取都根  
ノ定ムル其ノ附屬島嶼以外ノ地域ハ當分ノ間之ヲ外國ト看做ス  
ノ第八條 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國、九州及命令等の法律（昭和二十二年法律第百九十二号）は、廃止する。

第四條 横須賀港を開港に指定する。第一号に規定する金額は、當該利益のうち、第一号に規定する金額を生じた年度の一般会計の歳入に納付し、第二号に規定する金額は、各会計の固有資本の増加に充てるものとする。

第一 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

第二 この法律施行前に課した、又は課すべきであったとん税については、なお從前の例による。

第三 関税法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

第三條 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

第十二條 本法ノ適用に付テハ本ノ定ムル其ノ附屬島嶼以外ノ地域ハ當分の間之ヲ外國ト看做ス

第三條 廣島税法（明治三十二年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一條 専賣局特別会計、印刷局特別会計の特例に関する法律案外二件

第一條 第一項中「七錢」を「五円」に、「二十錢」を「十五円」に、同條第二項中「帝國」を「本邦」に改める。

第八條を第九條とし、附則の前に次の一條を加える。

第八條 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國、九州及命令等の法律（昭和二十二年法律第百九十二号）は、廃止する。

第八條を第九條とし、附則の前に次の一條を加える。

第八條 本法ノ適用ニ付テハ本州、北海道、四國、九州及命令等の法律（昭和二十二年法律第百九十二号）は、廃止する。

別会計及びアルコール專賣事業特別会計（以下「各会計」という。）において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、専賣局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）第十一條並びにアルコール專賣事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）第十二條、附則第五條及び第六條の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、各会計の所管大臣と大藏大臣との協議して定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

別会計及びアルコール專賣事業特別会計（以下「各会計」という。）において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、専賣局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）第十一條並びにアルコール專賣事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）第十二條、附則第五條及び第六條の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、各会計の所管大臣と大藏大臣との協議して定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

資金の増加に充てる必要があるときは、各会計の所管大臣と大藏大臣との協議して当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、當該金額を納付するものとする。

別会計及びアルコール專賣事業特別会計（以下「各会計」という。）において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、専賣局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）第十一條並びにアルコール專賣事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）第十二條、附則第五條及び第六條の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、各会計の所管大臣と大藏大臣との協議して定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

資本の増加に充てる必要があるときは、各会計の所管大臣と大藏大臣との協議して当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、當該金額を納付するものとする。

別会計及びアルコール專賣事業特別会計（以下「各会計」という。）において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、専賣局及び印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）第十一條並びにアルコール專賣事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）第十二條、附則第五條及び第六條の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、各会計の所管大臣と大藏大臣との協議して定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

第一 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第五項までの規定は、昭和二十三年度分の利益について適用する。

第二 政府は、専賣局及び印刷局特別会計法第十一條の規定にかかるうえ、専賣局特別会計において昭和二十三年度の決算上生じた利益のうち、同会計の昭和二十三年度末における固定資産及び作業資産の價額（当該年度において発行した公債又は借り入れた借入金による歳入金で同定資産の取得に充てた部分に相当する價格を除く）から前年度末における当該資産の價額を控除した金額を、當該年度末における当該資産の價額を控除した金額に相当する金額における固定資産の價額が固有資本の金額及び減價償却の当金の合計額を超過する價額に相当する金額を、當該年度の決算上の利益の額から、固有資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

第三 前項の場合においては、当該年度の決算上の利益の額から、固有資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

第三條 専賣局特別会計、印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例及びアルコール専賣事業特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案外二件

第一條 専賣局特別会計、印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案外二件

## 別会計法第十一條の規定にかかるわ

らず、ブルコール専賣事業特別会計において昭和二十三年度の決算上生じた利益のうち、二億六千三百二十万円を限り、同会計の固有資本の増加に充てることができる。

## 5 前項の場合においては、当該年度の決算上の利益の額から、固有

資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

## 6 政府は、印刷局特別会計において、昭和二十四年度に限り、第一條及び第二條の規定にかかるわらず、同年度の決算上の利益を同会計の固有資本の増加に充てることができる。

## 専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔川野芳滿君登壇〕

券を含む。以下同じ。)を発行し、又は一時借入金をすることができるとの定めのある特別会計において、その会計の負担で融通証券を発行し、又は一時借入金をする必要があるときは、これに代え、國庫余裕金を繰り替え使用することができる。

2 前項の規定は、國庫余裕金を繰り替え使用することができる旨の定めのある特別会計には適用しない。

## (融通証券又は一時借入金の期限前償還)

第三條 融通証券を発行し、又は一時借入金をすることができる旨の定めのある特別会計の負担で融通証券を発行し、又は一時借入金をしている場合においては、國庫余裕金を繰り替え使用して、支拂期限の到来していない融通証券又は

〔都合により最終号の附録に掲載〕  
〔國庫余裕金の繰替使用に関する法律案(國庫余裕金の繰替使用)〕

## (國庫余裕金の繰替使用)

## 第一條 融通証券(食糧管理特別会

## 計法(大正十年法律第三十七号)第

## 三條第二項の証券及び薪炭需給調

節特別会計法(昭和二十二年法律第百四十七号)第四條第二項の証

この法律は、公布の日から施行する。

○川野芳滿君　ただいま議題となりました関税法の一部を改正する等の法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

〔都合により最終号の附録に掲載〕

本法律案は、最近における外國貿易の実情等から見て関係諸法規に所要の改正を加えるとするものであつて、関税法の一部改正、関税定率法の一部改正、トン税法の一部改正及び横須賀港を開港に指定する等の法律の廃止の四箇條よりなり、附則において施行期日を規定しております。

第一條、関税法改正のおもなる点をあげれば、まず外國郵便物中小包郵便等について税關検査を、また本邦に入出國する旅客に対して旅券の査証制度を実施するとともに、その他諸般の改正を行い、税關行政の円滑をはからんとするものであります。

次に第三條、トン税法の一部改正においては、右のはか現行総トン数一ト

ン七錢を五円に改めるのであります

が、それは現在の經濟情勢から見てあまりに低きに過ぎるので、その適正化をはかるとともに、租税增收の一助と

る等の法律の廃止を規定するものであ

りますが、これは右の関税法改正中に

おいて報告した通り、これら横須賀等

十四港を関税法別表中に組み入れま

た結果、この法律は必要としなくなつたがゆえであります。

次は、ただいま議題となりました專

賣局特別会計、印刷局特別会計及びア

ルコール専賣事業特別会計の利益の一

般会計への納付に関する法律案並びに

國庫余裕金の繰替使用に関する法律案

につきまして、大藏委員会の審議の経

## 本法律案は、四月三十日大藏委員会

に付託せられ、昨五月六日委員会を開

き、政府委員の説明を聽取し、田中、

三宅、小山、前尾、風早、川田、北澤

の各委員諸君より質疑がありました。

その質疑應答に関してはここに報告を

省略し、速記録を参照願うことにいた

したいと思います。

次いで同日討論に入りましたが、宮瀬委員は民主自由党を代表し、本法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

本法律案は、最近における外國貿易の実情等から見て関係諸法規に所要の改正を加えるとするものであつて、関

税法の一部改正、関税定率法の一部改正、トン税法の一部改正及び横須賀港を開港に指定する等の法律の廃止の四箇條よりなり、附則において施行期日を規定しております。

第一條、関税法改正のおもなる点をあげれば、まず外國郵便物中小包郵便等について税關検査を、また本邦に入出國する旅客に対して旅券の査証制度を実施するとともに、その他諸般の改正を行い、税關行政の円滑をはからんとするものであります。

次に第三條、トン税法の一部改正においては、右のはか現行総トン数一ト

ン七錢を五円に改めるのであります

が、それは現在の經濟情勢から見てあまりに低きに過ぎるので、その適正化をはかるとともに、租税增收の一助と

る等の法律の廃止を規定するものであ

りますが、これは右の関税法改正中に

おいて報告した通り、これら横須賀等

十四港を関税法別表中に組み入れま

た結果、この法律は必要としなくなつたがゆえであります。

次は、ただいま議題となりました專

賣局特別会計、印刷局特別会計及びア

ルコール専賣事業特別会計の利益の一

般会計への納付に関する法律案並びに

國庫余裕金の繰替使用に関する法律案

につきまして、大藏委員会の審議の経

過並びに結果を御報告申し上げます。まず、第一の法案について申し上げます。この法案が提出いたされました。趣旨は、専賣局、印刷局及びアルコール専賣事業の各特別会計におきまして利益を生じましたとき、これを一般会計に納付することにつきまして特例を設けまして、これにより、これらの企業の円滑な運営をはかるとともに、一般会計、特別会計を通じての総合的財政収支の均衡に資せんとするものであります。

次に、この法案の要旨について申し上げます。すなわち第一に、昭和二十四年度以降におきましては、各特別会

会計において決算上生じました利益のうち二億六千三百二十万円を限り固有資本の増加に充てることができます。されば第一に、昭和二十四年度に限り、その利益の全額を固有資本の増加に充てることができることといたしております。

この法案は、四月三十日、本委員会に付託されたものであります。昨六日提案理由の説明を聴取し、同日質疑に入りましたところ、田中委員より國庫余裕金の繰替使用額、その使用期間、その使用による融通証券または一時借入金の利息、予算の減額等につき質疑があり、それより政府委員より答弁がありました。

次いで、第一並びに第二の法案について、討論を省略して採決に入りましたところ、起立議員をもつて兩案とも原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 三案を一括します。この法案が提出いたしました趣旨は、國庫金を合理的かつ効率的に使

用し、あわせて國の歳出を節減するため、國庫余裕金の繰替使用の制度をすべての特別会計に拡張しようとするものであります。

次に、この法案の要旨について申し上げます。すなわち第一に、融通証券を発行した場合は、その一部を翌年度以降に充てることとができることがあります。

第三に、昭和二十三年度並びに二十四年度の決算上生じました利益について、各特別会計につきそれを特

別会計におきまして、融通証券を發行しましておられます。すなわち専賣局

過並びに結果を御報告申し上げます。まず、第一の法案について申し上げます。この法案が提出いたされました。趣旨は、専賣局、印刷局及びアルコール専賣事業特別会計におきまして利益を生じましたとき、これを一般会

計に納付することにつきまして特例を設けまして、これにより、これらの企

業の円滑な運営をはかるとともに、一

般会計、特別会計を通じての総合的財

政収支の均衡に資せんとするもので

あります。

この法案は、四月三十日、本委員会に付託されたものであります。昨六

日提案理由の説明を聴取し、同日質疑

に入りましたところ、田中委員より國

庫余裕金の繰替使用額、その使用期間、

その使用による融通証券または一時借

入金の利息、予算の減額等につき質

疑があり、それより政府委員より答弁

がありました。

次いで、第一並びに第二の法案につ

いて、討論を省略して採決に入りましたところ、起立議員をもつて兩案とも原案の通り可決されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 三案を一括し

て採決いたします。日程第六の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第四條第二項を次のように改め

る。

公共團體ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ

國立公園事業ノ一部ヲ執行スルコ

トヲ得

第六條の次に次の一條を加える。

〔第六條ノ二 國立公園事業ニ因リ著

シク利益ヲ受クル者アルトキハ行

政官廳又ハ公共團體ハ其ノ者ヲシ

テ利益ヲ受クル限度ニ於テ國立公

園事業ノ執行又ハ國立公園事業ニ

因リ生ジタル施設ノ管理ニ要スル

費用ノ全部又は一部ヲ負擔セシム

ルコトヲ得

行政官廳又ハ公共團體ノ執行スル

國立公園事業ニ關スル工事ニシテ

他ノ工事ニ因リ必要ヲ生ジタルモ

ノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必

要ヲ生ジタル程度ニ於テ其ノ原因

タル工事ノ費用負擔者ヲシテ之ヲ

負担セシムルコトヲ得

シテハ通常生ズベキ損害ニ限り

國庫之ヲ補償ス

第八條ノ二 主務大臣ハ特別地域内

二於テ特ニ景観維持ノ爲必要アリ  
ト認ムルトキハ國立公園計画ニ基  
キ特別保護地區ヲ指定スルコトヲ  
得  
特別保護地區内ニ於テ左ノ各號ノ  
一ニ該當スル行爲ヲ爲サンタルスル  
者ハ、主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但  
シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定  
シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一前條第二項各號ニ掲タル行爲  
二開墾、植栽其ノ他形質ノ變更  
三物件ノ堆積  
四家畜ノ放牧  
五焚火又ハ火入  
六爆發物又ハ容易ニ燃燒スペキ  
七野生動物ノ捕獲又ハ高山植物  
採取  
前條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ  
依ル許可ヲ得ルコト能ハザリシ爲  
損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス  
第八條ノ三 第八條第二項及前條第  
二項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコト  
ヲ得  
第九條第四項を削り、同條の次に  
次の一項を加える。  
第九條ノ二 第八條第三項、第八條  
ノ二第二項並ニ前條第二項及第三  
項ノ規定ニ依ル補償金額ハ主務大  
臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シテ不  
服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日  
ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スル  
コトヲ得

第十條中「第八條第二項ノ規定、  
同條同項ノ許可ニ附シタル條件」を  
「第八條第二項(第十一條ノ二第二項  
ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)  
若ハ第八條ノ二第二項ノ規定、第八  
條ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ附シタル  
條件」に「前條」を「第九條」に改め  
る。

第十一條第四項中「通常裁判所ニ  
出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ  
訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコ  
トヲ得ズ」を「裁判所ニ出訴スルコ  
トヲ得」に改め、同項の次に一項  
を加え、同條末項中「第九條第四項」  
を「第九條ノ二」に改める。

前項ノ訴ニ於テハ補償ノ當事者ノ  
一方ヲ被告トス

第十一條の次に次の二條を加え  
る。

第一條の次に次の二條を加え  
る。

第十四條 本法ニ規定スル行政官廳  
ノ徵收金ハ國稅徵收法ノ例ニ依リ  
之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特  
權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス  
第十五條 左ノ各號ノニ該當スル  
者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以  
下ノ罰金ニ處ス

一 第八條第二項(第十一條ノ二  
第三項ノ規定ニ依リ準用スル場  
合ヲ含ム)ノ規定又ハ同項ノ許  
可ニ附シタル條件ニ違反シタル  
者  
二 第八條ノ二第二項ノ規定又ハ  
同項ノ許可ニ附シタル條件ニ違  
反シタル者  
第五條を次のように改める。

第五條 公衆又は特定多數人のため  
往診のみによつて診療に從事する  
医師若しくは歯科医師又は出張の  
みによつてその業務に從事する助  
産婦については、第八條、第九條  
及び第三十九條又は第四十一条の  
規定の適用に關し、それぞれその  
住所をもつて診療所又は助産所と  
みなす。

第六條 第一項各号に掲げる事項又は第  
四項の規定に基き厚生大臣が定め  
る事項を廣告する場合において  
も、その内容が虚偽にわたり、又  
はその方法が第四項の規定による  
定に違反してはならない。

第七條 第四十一條に次の二項を加える。  
四 第一項及び第三項の規定にかか  
わらず、厚生大臣が特に必要があ  
ると認めて定める事項は、これを  
廣告することができる。この場合  
において、厚生大臣は、その廣告  
の方法についても、必要な定をす  
ることができる。

五 第一項各号に掲げる事項又は前  
項の規定に基き厚生大臣が定める  
事項を廣告する場合においても、  
他の帳簿書類を提出させること  
ができる。

第二十九條第一項第二号中「命  
令」を「命令又は処分」に改める。

第三十九條に次の二項を加える。  
一 この法律は、昭和二十四年六月  
一日から施行する。  
二 國立公園委員会官制(昭和二十  
一年勅令第一七六號)は廃止する。  
第三項ニ定ムルモノヲ除クノ外國  
立公園審議會ニ關シ必要ナル事項  
ニ置カルモノトス  
ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十三條第二項を削る。

第十四條及第十五條を次のよう  
に改める。

第十四條 本法ニ規定スル行政官廳  
ノ徵收金ハ國稅徵收法ノ例ニ依リ  
之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特  
權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス  
第十五條 左ノ各號ノニ該當スル  
者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以  
下ノ罰金ニ處ス

一 第八條第二項(第十一條ノ二  
第三項ノ規定ニ依リ準用スル場  
合ヲ含ム)ノ規定又ハ同項ノ許  
可ニ附シタル條件ニ違反シタル  
者  
二 第八條ノ二第二項ノ規定又ハ  
同項ノ許可ニ附シタル條件ニ違  
反シタル者  
第五條を次のように改める。

第五條 公衆又は特定多數人のため  
往診のみによつて診療に從事する  
医師若しくは歯科医師又は出張の  
みによつてその業務に從事する助  
産婦については、第八條、第九條  
及び第三十九條又は第四十一条の  
規定の適用に關し、それぞれその  
住所をもつて診療所又は助産所と  
みなす。

第六條 第一項各号に掲げる事項又は前  
項の規定に基き厚生大臣が定める  
事項を廣告する場合においても、  
他の帳簿書類を提出させること  
ができる。

第七條 第一項及び第三項の規定にかか  
わらず、厚生大臣が特に必要があ  
ると認めて定める事項は、これを  
廣告することができる。この場合  
において、厚生大臣は、その廣告  
の方法についても、必要な定をす  
ることができる。

八 第一項各号に掲げる事項又は前  
項の規定に基き厚生大臣が定める  
事項を廣告する場合においても、  
他の帳簿書類を提出させること  
ができる。

その内容が虚偽にわたり、又はそ

の方法が前項の規定による定に違

反してはならない。

第四十二条第一号中「第三十九條、」を「第三十九條第「項から第三項まで、若しくは第六項、」に、「第四十一条第一項から第三項まで、若しくは第五項、」に改める。

第四十三条第一項中「第二十五條」

を「第五條第二項又は第二十五條」に改める。

第四十四条第二号中「第二十五條

第一項の規定による報告」を「第五條

第二項若しくは第二十五條第一項の規定による報告若しくは提出」に改

め、「又は」の下に「第二十五條第一項の規定による」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十四年四月二十八日  
内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によつて、この法律は、公布の日から施行する。

医療法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によつて、この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十四年四月二十八日  
内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によつて、この法律は、公布の日から施行する。

医療法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によつて、この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十四年四月二十八日  
内閣提出案は本院において可決した。よつて國会法第八十三條によつて、この法律は、公布の日から施行する。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案  
正する法律案  
医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律

第一條 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）の一部を次のよう

に改正する。

第四章中第二十四條の次に次の

一條を加える。

第二十四条の二 厚生大臣は、公

衆衛生上重大な危害を生ずる虞

がある場合において、その危

害を防止するため特に必要があ

ると認めるときは、医師に対し

て、医療又は保健指導に関し必

要な指示をすることができる。

厚生大臣は、前項の規定によ

る指示をするに当つては、あら

かじめ、医道審議会の意見を聽

かなければならぬ。

この法律は、公布の日から施行す

る。  
2 厚生大臣は、前項の規定によ

る指示をするに当つては、あら

かじめ医道審議会の意見を聽か

なければならない。

この法律は、公布の日から施行す

る。

医師法及び歯科医師法の一部を改

正する法律案  
正する法律案

医師法及び歯科医師法の一部を改

正する法律案

検疫委員又ハ豫防委員に届出ヘシ其

ノ轉歸ノ場合亦同シ」を「患者若ハ死

體所在地ノ市町村長、検疫委員又ハ

豫防委員ヲ經由シ（東京都ノ區ノ存

スル區域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ依

ニ基ク政令デ定ムル市ニ於テハ直

接患者若ハ死體所在地ノ管轄保健

所長に届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合死亡

ノ除キ亦同シ」に改める。

第四條第一項中「其ノ所在地ノ警

察官吏、市町村長、區長、戸長、檢

疫委員又ハ豫防委員」を「其ノ所在地

ノ市町村長（東京都ノ區ノ存スル區

域及ビ保健所法第一條ノ規定ニ基ク

政令デ定ムル市ニ於テハ保健所長）、

檢疫委員又ハ豫防委員」に改める。

第五條第一項中「市制第八十三

條町村制第六十九條ニ依リ」を削る。

第十八條の次に次の一條を加え

る。

第十八條ノ二 都道府縣ニ防疫監吏

及防疫醫ヲ置ク

防疫監吏ハ事務責負ヲ以テ、防疫

病豫防ノ事務ニ從事ス

防疫監吏及防疫醫ニ關シ資格其ノ

他必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定

ム

第十九條ノ二第一項中「内務大臣」

を「厚生大臣」に改める。

第十九條ノ二の次に次の一條を加

え  
防上必要ト認ムルトキハ一ノ都道府縣知事ノ行フ傳染病豫防事務ヲ應接セシムルタメ他ノ都道府縣知事ニ對シ第十八條ノ二ノ規定ニ依ル防疫監吏及防疫醫ノ派遣ヲ命スルコトヲ得

第二十條第二項を削る。

第二十一條中「ノ負擔トス」を「ニ

於テ之ヲ支辨ス」に改める。

第二十二條中「北海道地方費又ハ

府縣ノ負擔トス」を「都道府縣ニ於テ之ヲ支辨ス」に、「道府縣」を「都道府縣」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加え

る。

第二十二條ノ二 第十九條ノ三ノ規

定に依リ他ノ都道府縣ヨリ應接ノ

タメ派遣スル防疫監吏及防疫醫ニ

要スル諸費ハ應援ヲ受ケタル都道

府縣ノ支辨トス

第二十三條から第二十五條までを

次のように改める。

第二十三條 削除

第二十四條 第二十一條ノ支辨對

シテハ政令ノ規定ニ從ヒ都道府縣

ハ其ノ三分ノ二ヲ支出ス

第三十五条 國庫ハ政令ノ規定ニ從

ヒ第二十二條及前條ノ規定ニ依ル

都道府縣ノ支辨及支出ニ對シ其ノ

二分ノ一ヲ負擔ス

國庫ハ政令ノ規定ニ從ヒ第十八條

ノ二ノ規定に依ル防疫監吏及防疫

醫ニ關スル諸費ヲ負擔ス

第二十七條第一項中「北海道地方費又ハ府縣費」を「都道府縣費」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

第三十三條中「海外諸港、朝鮮並臺灣及樺太」を「海外諸港」に改める。

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

傳染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○松永佛骨君登壇

ただいま議題となりました國立公園法の一部を改正する法律案、医療法の一部を改正する法律案、醫師法及び歯科醫師法の一部を改正する法律案並びに傳染病予防法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告申し上げます。

まず國立公園法の一部を改正する法律案について申し上げます。國立公園法は、制定以来、その間十三の國立公園を指定し、その保護利用をはかつて参つたのであります。運営法の結果に従事し、かつはまた現在並びに将来の國立公園行政の運営を円滑ならしめるため必要な規定を追加しようとするのが、政府の本改正法律案提案の理由であります。

次に、本法律案のおもなる内容について申し上げますれば、第一は、他の類似の法律の例にならつて受益者負担及び原因者負担の規定を設け、國立公園事業の促進をはかつたことであります。第二は、景観の損壊防止と水力利用との調整をはかるため、特別地域内で水位、水量の増減を來す行爲を制限し得るような規定を加えたことであります。第三は、自然景観維持のため、特別保護地区の規定を設けて景観の損壊行爲を抑制し、保護の徹底を期したことであります。第四は、國立公園法の準用地区を設立する規定を設け、風景地保護のため、さしあたりの措置を講ずることとともに、その利用促進をはかつたことがあります。以上のほか、國立公園審議会に關する規定、特別地域に關する補償規定の新設等所要の改正が行われておるのであります。

右法律案は、四月二十五日、本委員会に付託せられ、同二十六日政府の提

出する理由を聽取の後、同日及び五月六日

開かれた公論審議會の意見を聞くを要することとして、その濫用を防止し

ることであります。なおこの場合には必ず医道審議會の意見を聞くを要することとして、その濫用を防止し

ております。第二には、もつばら往診のみによつて診療に從事する医師に対し、必要に應じ報告を命じ、または診療録等の帳簿書類を検査のため提出さ

れることがあります。第三は、地方財政法の制定に伴い國家と地方公共團体との費用負担区分を明確にしましたほか、用語等の統一に伴いまして関係規定の改正をしたこと

が、改正する法律案について申し上げます。次いで、同日質疑を終了し、討論を省略し

て採決に入りましたところ、二法律案はいずれも満場一致政府原案の通り可決

され、終戰後におきましては、從來の十種急性傳染病のほかに日本脳炎を新たに指定傳染病としておるのであります

が、最近の機構や制度の改革に伴い本改正法律案提案の理由であります。

次に、本改正案の内容のおもなる点を申し上げますれば、まず昨秋新聞を

にぎわした輸血による病毒感染事件の

ごとく公衆衛生上重大な危害を生ずる

おそれがある場合において、その危害を防止するため特に必要があると認め

ます。第一は、保健所の改進を行おうとするのが、政府の本改正法律案提案の理由であります。

次に、本改正案の内容のおもなる点を申し上げます。現行規定に

おいては、医業、歯科医業等に關し廣

く告し得る事項をきわめて厳格に制限し

ます。

次に、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。現行規定に

おいては、医業、歯科医業等に關し廣

く

告し得る事項をきわめて厳格に制限し

ます。

次に、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。	○山本猛夫君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。
○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。	本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十八分散会	出席國務大臣
國務大臣 植田 俊吉君	農林大臣 森 幸太郎君
労働大臣 鈴木 正文君	建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 青木 孝義君	一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る二日議長において承認した旨の通知を受領した。
出席政府委員	承認した阪田純雄を同月三十日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
法務政務次官 山口 好一君	一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る四月二十七日議長において承認した旨の通知を受領した。
外務政務次官 近藤 鶴代君	一、吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、去る四月二十九日議長において承認した旨の通知を受領した。
大蔵政務次官 中野 武雄君	一、去る二日幣原議長は、吉田内閣総理大臣中出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
厚生政務次官 亘 四郎君	一、去る四月三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
商工政務次官 有田 二郎君	内閣委員会
労働事務官 齋藤 邦吉君	一、去る四月三十日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
労働事務官 亀井 光君	(主税局税關部 伊藤 八郎 長大藏税關部 伊藤 八郎 員辞任につきその補欠)

昭和二十四年四月三十日

内閣委員長 斎藤 隆夫

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方行政委員会

理事 川本 末治君 (理事生田和

平君昨六日理事辞任につきその補欠)

公聽会開会報告書

一、公聽会を開く議案

## 一、意見を聞くとする問題

労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案について

右によつて公聽会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求める。

昭和二十四年五月四日

労働委員長 倉石 忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る四月労働委員長から左の公聽会開会報告書を提出した。

公聽会開会報告書

一、公聽会を開く議案

労働組合法案

労働関係調整法の一部を改正する法律案

労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案について

労働組合法案

議案は次の通りである。

## 認知の訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

島義英君提出

一、去る四月三十日内閣から提出した

議案は次の通りである。

## 改正する法律案

死体解剖保存法案

一、去る四月三十日委員会に付託され

た議案は次の通りである。

議案は次の通りである。

## 労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

律案(内閣提出第一五〇号)

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出第一五六号)

議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

議案は次の通りである。

## 一、去る二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に關する法律案

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に關する法律案

以上三件 労働委員会 付託

議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

議案は次の通りである。

一、去る四日内閣から提出した議案は次の通りである。

経済調査廳法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

経済調査廳法の一部を改正する法律案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

経済調査廳法の一部を改正する法律案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

経済調査廳法の一部を改正する法律案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

一、昨六日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

一、昨六日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

工業標準化法案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、昨六日委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方行政委員会 付託

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方行政委員会 付託

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方行政委員会 付託

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方行政委員会 付託

工業標準化法案 (内閣提出第一八一号) (予) 商工委員会 付託

衆議院会議録第五号中正誤

一、昨六日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

飲食業臨時規整法案

一、昨六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

青梅線及び五日市線に関する質問主意書(並木芳雄君提出)

飼料配給公團廢止に関する質問主意書(原田雪松君提出)

天草島を雲仙國立公園の一部に編入に関する質問主意書(大矢省三君提出)

保険組合に関する法律案(内閣提出第一八三号)

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八四号)

外國保険事業者に関する法律案(内閣提出第一八五号)

船員保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)

以上三件 大藏委員会 付託

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

農林委員会 付託

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

衆議院会議録第七号中正誤

一、昨六日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

衆議院会議録第八号中正誤

一、昨六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

天草島を雲仙國立公園の一部に編入に関する質問主意書(大矢省三君提出)

飼料配給公團廢止に関する質問主意書(原田雪松君提出)

天草島を雲仙國立公園の一部に編入に関する質問主意書(大矢省三君提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

外國保険事業者に関する法律案(内閣提出第一八四号)

船員保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)

以上三件 大藏委員会 付託

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

農林委員会 付託

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

衆議院会議録第二十号中正誤

一、昨六日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

衆議院会議録第二十一号中正誤

一、昨六日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

天草島を雲仙國立公園の一部に編入に関する質問主意書(大矢省三君提出)

飼料配給公團廢止に関する質問主意書(原田雪松君提出)

天草島を雲仙國立公園の一部に編入に関する質問主意書(大矢省三君提出)

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八三号)

外國保険事業者に関する法律案(内閣提出第一八四号)

船員保險法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)

日本銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)

以上三件 大藏委員会 付託

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

農林委員会 付託

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保險法等の一部を改正する法律案

一、昨六日内閣から提出した議案は次の通りである。

